佐賀県告示第 136 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の名称を変更した旨の届出があった。

平成 28 年 3 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称		開設者名称	事業所所在地	変更年月日
ヘルパーステ	旧	医療法人祐愛	鹿島市大字高津	平成 27 年 11 月 1
ーションゆう	тн	会	原 4306 番地	日
あい	新	社会医療法人		
	加	祐愛会		
訪問看護ステ	ιп	医療法人祐愛	"	//
ーションゆう	旧	会		
あい	ờΓ	社会医療法人		
	新	祐愛会		
小規模多機能	ī	医療法人祐愛	鹿島市大字高津	<i>"</i>
ホームゆうあ	旧	会	原 3072 番地 1	
l l l	÷Γ	社会医療法人		
	新	祐愛会		
デイサービス		医療法人祐愛	鹿島市大字高津	<i>II</i>
ゆうあいほの	旧	会	原 2962 番地 1	
ぼの	ờΓ	社会医療法人		
	新	祐愛会		
通所リハビリ		医療法人祐愛	11	<i>II</i>
テーションゆ	旧	会		
うあい	·	社会医療法人		
	新	祐愛会		
介護老人保健		医療法人祐愛	"	//
施設ケアコー	旧	会		
トゆうあい		社会医療法人		
	新	祐愛会		
	L			